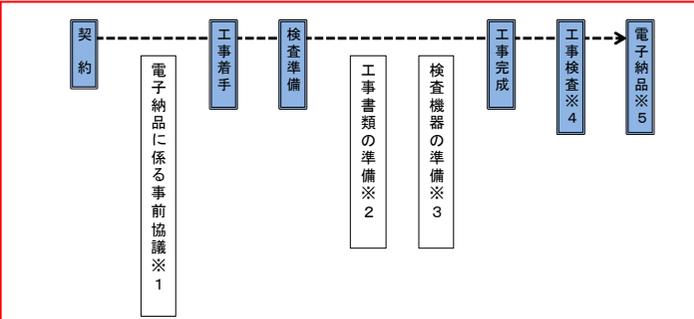


新旧対照表

| 現 行 | 改 定 |
|---|---|
| <p>(改定履歴)</p> <p>平成 27 年 7 月 一部改定</p> <p>平成 28 年 3 月 一部改定</p> <p>平成 28 年 6 月 一部改定</p> <p>平成 29 年 3 月 一部改定</p> <p>平成 30 年 10 月 一部改定</p> <p>令和 3 年 4 月 一部改定</p> <p>令和 4 年 12 月 一部改定</p> <p>令和 5 年 10 月 一部改定</p> <p>目次</p> <p>9. 部分払いに必要なとなる書類…………… 4 4</p> <p>10. その他の書類…………… 4 4</p> <p>11. 図書の保存…………… 4 5</p> <p>3. 基本事項</p> <p>3-6. 工事書類の提出方法の明確化</p> <p>(2) 電子と紙による二重提出(納品)の廃止徹底</p> <p style="padding-left: 20px;">電子納品対象工事のうち、電子納品が「必須」となる工事書類については、電子での提出を原則とし、電子納品をが「選択」となる工事書類については、電子のみまたは紙のみによる提出とする。なお、検査時も含めて電子と紙の両方の提出は求めない*こととする。</p> <p style="padding-left: 20px;">※ただし、受発注者間の事前協議により紙の提出とする場合は、この限りではない。(この場合でも、紙による提出は最小限とするよう留意すること。)</p> | <p>(改定履歴)</p> <p>平成 27 年 7 月 一部改定</p> <p>平成 28 年 3 月 一部改定</p> <p>平成 28 年 6 月 一部改定</p> <p>平成 29 年 3 月 一部改定</p> <p>平成 30 年 10 月 一部改定</p> <p>令和 3 年 4 月 一部改定</p> <p>令和 4 年 12 月 一部改定</p> <p>令和 5 年 10 月 一部改定</p> <p style="color: red;">令和 6 年 4 月 一部改定</p> <p>目次</p> <p style="color: red;">9. 電子検査について(案)…………… 4 3</p> <p>10. 部分払いに必要なとなる書類…………… 4 4</p> <p>11. その他の書類…………… 4 4</p> <p style="color: red;">12. 総合評価落札方式における履行状況の確認について…………… 4 7</p> <p>13. 図書の保存…………… 4 5</p> <p>3. 基本事項</p> <p>3-6. 工事書類の提出方法の明確化</p> <p>(2) 電子と紙による二重提出(納品)の廃止徹底と検査時の対応について</p> <p style="padding-left: 20px; color: red;">電子納品を行う工事書類については、検査時も含めて電子と紙の二重提出は行わないこととする。なお、電子納品を行う工事書類は、検査時も「電子データ」による対応を原則*とし、電子納品を行わない工事書類は、事前協議に基づき、検査時の対応を決定電する。</p> <p style="padding-left: 20px; color: red;">※ただし、電子納品を行う場合でも、受発注者間の事前協議により検査時の対応を「紙」とする場合は、この限りではない。(この場合でも、紙による提出は最小限とするよう留意すること。)</p> |

新旧対照表

| 現 行 | 改 定 |
|---|---|
| <p>Point</p> <p>・電子納品を行う書類は、検査時その他の場合において紙での提出・提示は行わないことを原則とし、電子と紙の二重提出（納品）がないように徹底する。</p> | <p>Point</p> <p>・電子納品を行う書類は、検査時その他の場合において紙での提出・提示は行わないことを原則とし、電子と紙の二重提出（納品）がないように徹底する。</p> <p>・原本が紙の書類は、検査時の対応を「電子データ」とした場合に大量のスキヤン作業等が必要となり、本手引きの目的に逆行する恐れがあるため、十分に協議を行うこと。（例：品質証明書、カタログ等）</p> <p>・電子データを用いた検査（電子検査）を行う場合は、「9. 電子検査について（案）」を参照し、検査準備等を行うこと。</p> <p>9. 電子検査について（案）</p> <p>9-1 概要</p> <p>「電子納品に係る事前協議チェックシート」による受発注者間の協議の結果、検査時の対応を「電子データ」とした工事書類は、電子データを用いた検査（電子検査）を行う。</p> <p>9-2 電子検査の流れ</p>  <p>※1 工事書類の提出方法や検査時の対応等について受発注者間で協議し、「電子納品に係る事前協議チェックシート」を打合せ簿により提出。 なお、検査前に必要に応じて再度協議を行い、当初の協議内容を変更することも可能。</p> <p>※2 電子データ：事前に検査用電子データを準備し、検査用PCに保存。 紙媒体：紙資料を準備。</p> <p>※3 検査会場レイアウト(案)を参考に、検査用PC、ディスプレイ等を準備。</p> <p>※4 事前協議の結果に基づき、電子データ及び紙媒体で工事検査を実施。</p> <p>※5 事前協議に基づき、オンライン電子納品システム等を活用して電子納品を行う。</p> |

新旧対照表

| 現 行 | 改 定 |
|-----|--|
| | <p>9-3 検査準備</p> <p>(1) 工事書類の準備</p> <p>①電子データ</p> <p>事前協議において、検査時の対応を「電子データ」とした工事書類は、検査用の電子データを準備し、検査用パソコンに保存する。</p> <p>②紙媒体</p> <p>事前協議において、検査時の対応を「紙媒体」とした工事書類は、紙媒体にて 検査会場に準備する。</p> <p>Point</p> <p>・電子施工管理システムを活用した工事書類に関しては、同システムのファイルダウンローダー機能を活用することで、PDF データ及び書類目録データ*を一括ダウンロードすることが可能。</p> <p>※書類目録データ (エクセル形式)</p> <p>⇒電子施工管理システムを活用した書類が一覧となっており、また、一覧に貼り付けられたリンクから、ダウンロードした工事書類 (PDF) の表示も可能</p> <p>・検査用の電子データ (PDF) を作成する際に、しおり機能等を活用することで、ページ数が多い書類についても、検査時の書類表示がスムーズとなる。</p> <p>(2) 検査機器の準備</p> <p>①パソコン</p> <p>電子検査に必要なパソコン及び保存するデータは、下表のとおりとする。</p> |

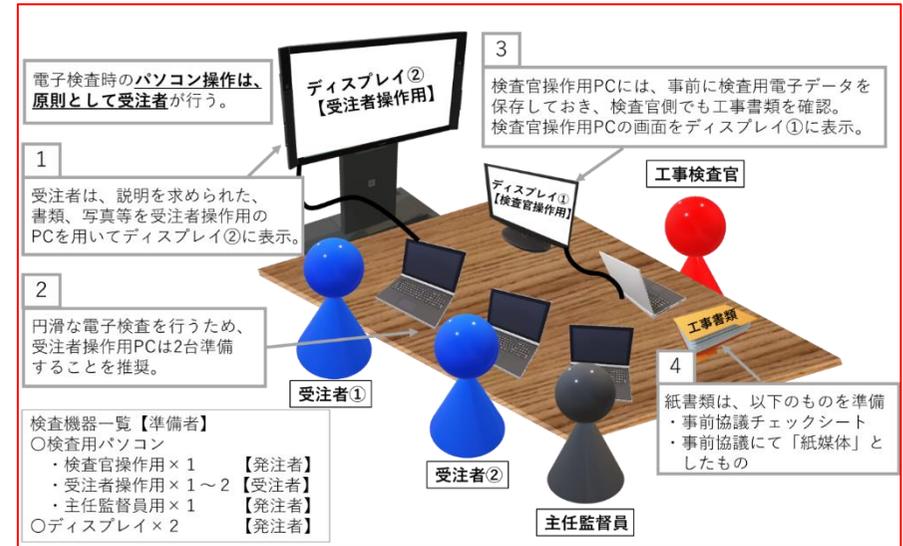
新旧対照表

| 現 行 | 改 定 | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|---|-----|---------|--------|-----|--|--------|-----|---|----------|-----|--------------|
| | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 20%;">準備者</th> <th style="width: 60%;">保存するデータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">検査官操作用</td> <td style="text-align: center;">発注者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・検査用電子データ ・書類目録データ※¹ </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受注者操作用</td> <td style="text-align: center;">受注者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・検査用電子データ ・書類目録データ※¹ ・工事写真データ※² </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任監督員操作用</td> <td style="text-align: center;">発注者</td> <td>随時、必要なデータを保存</td> </tr> </tbody> </table> <p>※¹ 電子施工管理システムのファイルダウンローダー機能を活用した場合</p> <p>※² 工事写真データは、データ容量が膨大となるため、原則、受注者操作用のみに保存することとし、円滑に表示できるよう、適宜、ビューワーソフト等を活用する</p> <p>②ディスプレイ</p> <p style="padding-left: 2em;">検査用パソコンの画面を表示するディスプレイは、原則として発注者が準備することとし、検査官用と受注者用の2台を準備する。なお、プロジェクタ・スクリーンでの対応も可とする。その場合は、書類の視認性が確保できる解像度と照明を落とさずに投影スクリーンを確認できる性能が必要となる。</p> <p>③検査会場の準備</p> <p style="padding-left: 2em;">電子検査における検査会場レイアウト（案）は、下図のとおり。受注者は、機器やシステム操作に慣れた操作補助員を配置するなど円滑な電子検査に務める。</p> | 種 別 | 準備者 | 保存するデータ | 検査官操作用 | 発注者 | <ul style="list-style-type: none"> ・検査用電子データ ・書類目録データ※¹ | 受注者操作用 | 受注者 | <ul style="list-style-type: none"> ・検査用電子データ ・書類目録データ※¹ ・工事写真データ※² | 主任監督員操作用 | 発注者 | 随時、必要なデータを保存 |
| 種 別 | 準備者 | 保存するデータ | | | | | | | | | | | |
| 検査官操作用 | 発注者 | <ul style="list-style-type: none"> ・検査用電子データ ・書類目録データ※¹ | | | | | | | | | | | |
| 受注者操作用 | 受注者 | <ul style="list-style-type: none"> ・検査用電子データ ・書類目録データ※¹ ・工事写真データ※² | | | | | | | | | | | |
| 主任監督員操作用 | 発注者 | 随時、必要なデータを保存 | | | | | | | | | | | |

新旧対照表

現 行

改 定



検査会場レイアウト（案）

Point

- ・電子検査時のパソコン操作は、原則、受注者が行い、検査官に求められた書類や写真を表示する。検査官操作用パソコンは、検査時間のロスをなくすため、補助的に設置し、検査官側でも書類の確認が行えるようにする。
- ・検査時に、どの書類を電子データで受験するのが分かりやすいように、事前協議チェックシートを準備しておく。

9. 部分払いに必要な書類

10. その他の書類

10. 部分払いに必要な書類

11. その他の書類

新旧対照表

| 現 行 | 改 定 |
|------------------|---|
| <p>11. 図書の保存</p> | <p>12. 総合評価落札方式における履行状況の確認について</p> <p>【土木部土木請負工事の総合評価落札方式実施要領】</p> <p>総合評価落札方式を適用した工事においては、技術資料に記載した全ての事項を適正に履行する義務が生じる。技術資料は設計図書として取扱い、受注者はその記載内容の履行について、適切な時期に「技術資料作成の手引」等に基づき、監督員の確認を受ける必要がある。</p> <p>13. 図書の保存</p> |